

特定事業（愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業）の選定の一部変更について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、平成30年6月19日付けで特定事業として選定した愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業について事業内容を一部変更したため、同法第11条の規定による、特定事業の選定に当たっての客観的な評価を次のように変更します。

平成30年10月12日

愛知県知事 大村 秀章

- 1（6）ア事業契約の締結の文中「平成30年12月」を「平成31年3月」に変更する。
- 1（6）イ事業期間等の文中「平成30年12月から平成33年6月までの2年6ヶ月間」を「平成31年3月から平成34年1月まで」に変更する。
- 2（3）アを削り、同イの見出し中「イ」を削る。
- 2（4）総合評価の文中「施設整備等の効率的な実施」を「良質な建替住棟等の整備」に変更する。